

陳述書をお願い ホ - ムペ - ジ掲載用 支援メッセ - ジをお願い

## 裁判官宛陳述書によるご支援のお願い

### 1 陳述書執筆・提出のお願い

疋田教諭分限免職取消訴訟に関心とご支援をいただき、ありがとうございます。

みなさんからどのように支援すればいいかという、ありがたい問い合わせをいただいております。基本的には、この訴訟のこと、事件のことを広くお知り合いの方に伝えていただくことをお願いしてきましたが、ここでもう一つ、裁判官宛に陳述書を書くというご支援をお願いしたいと思います

今回、訴訟をはじめると同時に、疋田教諭本人を通じて、卒業生、もと同僚、友人、被告以外の校長先生、教頭先生、また、疋田教諭とともに教育実践教材をつくった映像関係の方、疋田とともに地域で教育活動を行ってきた方など、疋田教諭本人を直接知っている方々に、裁判官宛陳述書を書いていただき、訴状とともに裁判所に提出しました。

しかし、陳述書は追加して提出することが可能です。

また、**疋田教諭本人を知らなくても、この処分の不当性、この処分の背景にある教員管理統制の理不尽さなどについてのご意見を裁判官に伝える、そして公正な裁判を求めるという形で陳情書を書いていただくことは、世論の意志を裁判官に伝えるという点で、とてもありがたい支援となります。**

陳述書の書き方、形式は決まっていますが、書いた日付と、書いた方のお名前と押印、ご住所はどうしても必要です。例えばオ - ソドックスには以下のような形式があります。

	陳述書	年 月 日
住所		
職業		
氏名	印	
	記 (本文)	
		以上

タイトルは「陳述書」の内容を反映させたものにしてくださってもかまいません。

職業は特に書かなくてもかまいませんが、陳述書を裁判官が読むときに、どのような方が書いているか分かりやすいものだと思います。ここの部分に、執筆者の方の業績、活動内容などを書いてくださっている方もいらっしゃいます。もちろん執筆者ご本人の情報は本文中に書いてくださってもかまいません。

送付先 〒180-0006 東京都武蔵野市中町1丁目18番28号ローラン武蔵野2階

疋田教諭分限免職取消訴訟原告代理人 福島晃弁護士宛

書いていただいたものは、氏名に押印していただき、上記宛にお送りください。

送料を負担していただくことになり、心苦しいのですが、カンパということで、ご協力いただければ幸いです。

また、ワ - プロで書かれた場合には、お手数をおかけして申し訳ありませんが、荒井容子 [yfe12833@nifty.com](mailto:yfe12833@nifty.com) にも、押印前のものでかまいませんのでeメールにて、添付ファイルで

お送りいただければ幸いです。

## 2 陳述書のホ - ムペ - ジでの紹介についてのお願い

また、これはもう一つのお願いですが、もし可能なら、みなさまに書いていただいた陳述書の内容をホ - ムペ - ジで紹介したいと考えています。原則として、住所はもちろんのこと、お名前、所属などは消してアップするつもりです。ただし、どのようなお立場の方が書かれたものか、例えば中学校教員、あるいは教員、あるいは母親、父親、保護者、卒業生等は、書かせていただきたいと思っています。そこで、書いてくださった陳述書の内容をホ - ムペ - ジで紹介してよいか（限定がある場合は、どの部分は紹介してもいい等をお書き添えください）またお立場はどのように紹介すればよいかなどもあわせてお教えてください。

なお、みなさまの中には、むしろ、所属、お名前を出してもかまわないという方もいらっしゃるかと思います。その場合には、その旨をお教えてください。社会的アピ - ルとして、活用させていただきたく、是非、よろしくお願いします。

実は、すでにお一人、この訴訟詳細を8月末に知り、処分の不当性について、陳述書を書いてくださった方がいらっしゃいます。ご本人の許可を得て以下にその内容を紹介させていただきます。とても丁寧に書いてくださっています。

もちろんお書きくださる陳述書はもっと短いものでもかまいません。みなさまのお気持ちや裁判官に伝わる文面であれば、どんな文体、スタイルでも構いません。

是非、陳述書をご執筆いただきたく、よろしくご検討ください。

### 参考

#### 請求人・疋田哲也元教諭の分限免職取り消し訴訟についての陳述書

私は 〇〇 は1972年4月、 〇〇 の中学校教諭として採用され現在に至っています。私自身は、本請求人の疋田氏とは現時点（2007年9月3日）で、直接の面識はありませんが請求人疋田氏の支援者である荒井ご夫妻とは面識があります。

A4, 44ページにわたる請求人・疋田哲也氏の陳述書を読みました。以下、この陳述書について、私の率直な感想を述べ、公正なご裁定の参考資料として頂くことを切望するものです。

#### 1. 率直な感想

・ 私自身の35年間の教職経験に照らしても、このような事例は少なくとも市内でも見聞きしたことがありません。常識ではどうも考えられない管理職（澤川菊雄校長）の言動です。

・ 一定の権力を持った立場（管理職）の恣意によって一方的になされた発言と報告。それに対して本人の弁明の機会を一切与えることなく「分限免職」という名の解雇は、解雇権の乱用であり、身分保証されているはずの教師の基本的な人権を著しく侵害するものと思います。

こんなにも簡単に解雇されることがあり得るのか。こんなことがまかり通ることになれば、仮にどのような不合理・不条理なことが生じても、誰一人としてそのことに異議を唱えることなどできなくなり、重苦しく冷え冷えとした職場になっていくことでしょう。それはひとり一人の教師（集団）の総意工夫による豊かな教育実践を根底から破壊していくことであり、子どもにとっても教職員にとっても、これほど不幸なことはありません。

・「子どもの権利条約」の冒頭部分には「子どもの最善の利益」という文言が掲げられています。澤川校長・岡崎教頭の言動は、この条約の理念に照らしても著しく反していると言わざるを得ません。

・「教師としての資質」云々を問うのであれば、都（雇用者）は双方（＝校長からだけでなく子ども・保護者・同僚・地域など）から聞き取り、詳細に調査の上で公正な判断を下すべきと考えます。ところが、都はそのような事実も努力もまったく感じられません。

仮に請求人正田哲也氏が「分限免職」に値するというのであれば、そのことを客観的な証拠・証言をもって示すべきではないでしょうか。そんな基本的で常識的なことさえしていないで、何故に「分限免職」としているのでしょうか。

・さらに教師としての資質を問題にするというのであれば、保護者宅に勝手に押しかけ、勇気を持って率直な疑問を表明した生徒を自室（校長室）という密室に呼び出して恫喝する。これこそ権力をカサに着た犯罪に値する行為ではないのでしょうか。

処分されるべきは、そして「教育公務員としての資質に欠ける」のは、子ども・教職員、保護者までもの人権を著しく侵害している澤川校長ではないのか。

・教育のよって立つ基盤は子どもと教師との信頼関係・・・何よりもそのことについて子ども、卒業生、保護者などからの証言をもとに精査して頂くことを心から願うものです。

・管理職に求められる資質とは、何よりもまず第一に子どもの人権を守り、安全と安心を保証すること。そして同時に教職員集団の人権を守り安心・安全を保証すること。その上で、健やかな子どもの成長発達のための指導体制づくりとしてのリーダーシップを発揮することであると思います。とりわけ管理職にとして問われる資質とは尊敬され信頼される人格を備えた人。そのための努力を惜しまぬ人であると思います。

以上の点からみてもこの管理職の言動は、とても職場のリーダーとしての資質を備えた人、そのような努力を惜しまぬ人とは思えません。

## 2. 請求人の陳述についての私見

・請求人の陳述は以下の理由により、信憑性が非常に高いことを私は確信いたします。

事実の記載と経過がきわめて具体的であり、これほど詳細に「虚構」を組み立てることなど、とうてい不可能なことと思われます。

自らの未熟な部分についても率直に認める請求人の陳述から、その誠実さを感じます。

以上

### 3. お願い

以下の点について、改めてお願い申し上げます。

是非、子ども（卒業生を含めて）・保護者・同僚教師たち、地域からの証言を聞き取ってください。

請求人の陳述の裏付けはもとより、澤川校長の言動についての裏付けも是非調査してください。

そして、正義と真理に立脚した公正な裁定をして頂きますよう、心からお願い申し上げます。

2007年9月 日

(住所)

中学校教諭 印

## 支援メッセ - ジとホ - ムペ - ジ掲載許可のお願い

もう一つお願いがあります。

陳述書とは別に、みなさまからの支援、激励、そのほか、この裁判と関る問題についての、原告を支援する立場からの、関連する訴えなども、ホ - ムペ - ジにアップできればと考えています。そこで、すでにいただいたメ - ルでの文章と同じでものでもかまいませんので、掲載してもよい文章を、eメ - ルにて荒井容子 [yfe12833@nifty.com](mailto:yfe12833@nifty.com) までお送りください。またその際、お名前を掲載の是非、所属等の書き方などもご指示ください。ぜひ、よろしくお願ひします。

## 編集後記

みなさんがこの訴訟の情報をお知り合い方、所属メ - リングリスト等に伝えてくださったおかげで、この間、大勢の方から資料請求や支援のメッセ - ジが届いています。

そうしたつながりの中で、今たくさんの教育裁判が行われていることを知りました。そのうちのいくつかの方からは支援のメッセ - ジもいただいています。今後、このニュー - スやホ - ムペ - ジでご紹介できればと考えています。

また特にメッセ - ジをくださっていない方でも、ホ - ムペ - ジを見てくださり、何とかこの情報を利用して支援しようと思案してくださっている方が大勢いらっしゃることも分かってきました。先日たまたまお会いしたそのお一人は、高校の教師をしていた、まだ若い息子さんが、早々と学校を辞めてしまったとのことでした。教育に情熱をもった教師が辞めたくなるような教育現場とは何なのか。「怒り」を力にしたいと思います。

ホ - ムペ - ジに関連資料を掲載しました。まだ処分説明書、人事委員会での請求人最終陳述、訴状、初公判での原告陳述原稿のみですが、今後、そのほかの重要資料も掲載していきますので、ときどきご覧になっていただければ幸いです。またこのニュー - スでお願いしている陳述書、支援メッセ - ジも随時掲載していく予定です。このニュー - スもどうぞ関心のあるお知り合いの方にどんどん転送してください。

荒井容子

疋田哲也教諭分限免職取消訴訟eメ - ル [yfe12833@nifty.com](mailto:yfe12833@nifty.com)

ホームページ <http://homepage3.nifty.com/bungenmenshoku/index.html>